

建設水道常任委員会記録

令和3年 第1回定例会	
1 日 時	令和3年3月17日(水) 午前10時00分 開会 午前11時45分 閉会
2 場 所	議場
3 出席委員	市 田 登 委員長 鈴 木 紹 平 委員 橋 本 修 委員 梶 原 隆 委員 津久井 健 吉 委員
4 欠席委員	大 島 久 幸 副委員長
5 委員外出席者	増淵議長、鈴木副議長
6 説明員	別紙のとおり
7 事務局職員	篠原 書記
8 会議の概要	別紙のとおり
9 傍聴者	なし

建設水道常任委員会 説明員

部局	職名	氏名	人数
都市建設部	都市建設部長	茂 呂 久 雄	8名
	建設監理課長	藤 野 元 宏	
	都市計画課長	渡 辺 孝 和	
	土木課長	福 田 哲 也	
	維持課長	上 澤 均	
	建築課長	埴 純 人	
	建築指導課長	奈 良 勉	
	建設監理課監理係長	渡 邊 佳 保 里	
水道部	水道部長	木 村 正 人	5名
	水道業務課長	塩 澤 昌 宏	
	水道施設課長補佐	関 口 正 視	
	水道施設課水源係長	大 川 秀 一	
	水道施設課給水係長	鈴 木 久 夫	
合計			13名

建設水道常任委員会 審査事項

- 1 議案第 2 号 令和3年度鹿沼市一般会計予算について
- 2 議案第 9 号 令和3年度鹿沼市水道事業会計予算について
- 3 議案第11号 令和2年度鹿沼市一般会計補正予算（第10号）について
- 4 議案第20号 市道路線の認定について
- 5 議案第21号 市道路線の廃止について
- 6 議案第22号 市道路線の変更について
- 7 議案第32号 鹿沼市道路占用料条例の一部改正について
- 8 議案第33号 鹿沼市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

令和3年第1回定例会 建設水道常任委員会概要

○市田委員長 開会に先立ちまして、お願いいたします。

委員の質疑及び執行部の説明、答弁に際しましては、会議を録音しておりますので、ご面倒でも、お近くのマイクにより、明瞭をお願いいたします。

また、付託されました議案につきましては、慎重な審議の上、スムーズな進行をお願いいたします。

今回も、議場内の3密状態を回避するために、執行部出席を従来のお席の2分の1以下としています。

このため、審査は部局ごとに議案順に行い、審査終了後、暫時休憩し、執行部出席者を入れ替えます。

それでは、ただいまより、建設水道常任委員会を開会いたします。

今議会におきまして、本委員会に付託されました案件は、議案8件であります。

それでは、早速都市建設部関係の審査を行います。

はじめに、議案第2号 令和3年度鹿沼市一般会計予算についてのうち、都市建設部関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。藤野建設監理課長。

○藤野建設監理課長 おはようございます。建設監理課長の藤野です。よろしく申し上げます。

議案第2号 「令和3年度鹿沼市一般会計予算について」のうち、都市建設部所管の事業費についてご説明をいたします。

まず、歳入についてご説明いたします。なお、説明にあたりましては、主なものについて説明をさせていただきます。

それでは、令和3年度「予算に関する説明書」、7ページをお開きください。

12 款「交通安全対策特別交付金」、1 項 1 目「交通安全対策特別交付金」、説明欄の「交通安全対策特別交付金」1,012 万 4,000 円につきましては、交通事故の防止を目的とした道路交通安全施設を整備するために、交通反則金の収入を財源として都道府県及び市町村に交付されるものであります。

次に、14 款「使用料及び手数料」です。11 ページをお開きください。

1 項 7 目「土木使用料」、説明欄の「土木総務使用料」につきましては、市が管理する青地や赤道などの占用許可に伴い納付される「法定外公共物占用料」464 万円が主なものであります。

次に、「道路占用料」1,418 万 5,000 円につきましては、市道の占用許可に伴い納付される占用料であります。

次に、「市営住宅使用料」2億113万3,000円につきましては、市営住宅の家賃収入であります。

次に13ページをお開きください。

2項4目 土木手数料、説明欄の「建築確認申請等手数料」680万円につきましては、建築物等の確認及び検査に係る建築確認申請等手数料であります。

次に、「都市計画総務手数料」につきましては、都市計画法に基づく「開発許可等申請手数料」318万5,000円が主なものであります。

次に15款「国庫支出金」です。17ページをお開きください。

2項4目「土木費国庫補助金」、説明欄の「建築指導費国庫補助金」459万6,000円につきましては、木造住宅の耐震診断及び耐震改修、並びに耐震建て替えに対する補助金であります。

次に、「狭あい道路整備等促進事業費国庫補助金」748万2,000円につきましては、市道8014号線の狭あい道路の拡幅整備に対する補助金が主なものであります。

次に、「道路整備事業費国庫補助金」1億6,224万円につきましては、市道0029号線、外5路線の道路整備に対する補助金であります。

次に、「橋りょう長寿命化対策事業費国庫補助金」2,970万円につきましては、橋梁長寿命化修繕計画に基づく南大通り跨線橋の橋梁補修工事及び橋梁定期点検13橋に対する補助金であります。

次に、「都市計画道路整備事業費国庫補助金」2億5,500万円につきましては、都市計画道路3・4・211号線 鹿沼駅東通りの整備に対する補助金であります。

次に、「地域住宅交付金」1,562万円につきましては、西茂呂市営住宅外壁等改修工事に対する補助金であります。

次に、「空き家対策事業費国庫補助金」1,000万円につきましては、空き家解体事業に対する補助金であります。

次に16款「県支出金」です。19ページをお開きください。

中ほどになります、1項3目「土木費県負担金」、説明欄の「地籍調査推進事業費県負担金」1,689万8,000円につきましては、緑町・幸町地区の地籍調査の負担金であります。

次に、21ページをお開きください。

2項6目「土木費県補助金」、説明欄の「建築指導費県補助金」309万8,000円につきましては、木造住宅の耐震診断及び耐震改修、並びに耐震建て替えに対する補助金であります。

次に22款 市債です。31ページをお開きください。

1項5目 土木債、説明欄の「道路新設改良債」及び、「道路橋りょう長寿命化対策債」3億2,760万円、その次の「街路事業債」2億2,950万円、その次の「市営住宅施設整備事業債」5,730万円につきましては、それぞれ事業実施に伴う市債であります。

引き続き、歳出についての主な事業をご説明いたします。

なお、先の議員全員協議会で部長が説明しました事業につきましては、説明を省略させていただきます。

8款 土木費は163ページからとなります。

1項1目「土木総務費」、次のページ、166ページの説明欄、中ほどになります、「急傾斜地対策事業費」850万円につきましては、県が行う工事費等の一部を市が負担するもので、実施箇所は、深程の宮入地区、ほか2カ所であります。

次に、174ページをお開きください。

4項1目「都市計画総務費」、説明欄、上から4番目の「都市計画総務事務費」1,988万9,000円につきましては、都市計画基本図の電子化業務委託料が主なものであります。

次の「地籍調査推進事業費」2,510万8,000円につきましては、緑町・幸町地区の地籍調査に要する経費であります。

次に、2目「土地区画整理事業費」、説明欄の一番下になります、「新鹿沼駅西土地区画整理事業費」1億770万4,000円につきましては、宅地の画地点測量などの委託料と街区の整地工事費、及び物件移転等に伴う補償費が主なものであります。

次に、177ページをお開きください。

6目「公園管理費」、説明欄の上から2番目になります、「公園緑地維持管理費」6,161万6,000円につきましては、清掃等業務の委託費や都市公園の除草・剪定及び公園施設や遊具などの修繕に要する経費が主なものであります。

次に、179ページをお開きください。

5項1目「住宅管理費」、説明欄上から3番目の「市営住宅維持管理費」5,253万6,000円につきましては、指定管理者に対する委託料が主なものであります。

下から2番目になります、「定住化促進事業費」1,000万円につきましては、住宅リフォーム助成事業に係る補助金及びにぎやか家族生活支援事業費に係る住宅扶助費であります。

以上で、議案第2号「令和3年度鹿沼市一般会計予算について」のうち、都市建設部が所管する主な予算の説明を終わります。

○市田委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。梶原委員。

○梶原委員 梶原です。よろしく申し上げます。

まず、11ページ、12ページのところですかね、土木使用料のところなのですが、前年と比較して、700万ほどマイナスの予算となっています。

主な理由を教えてください。

○市田委員長 執行部の説明をお願いいたします。茂呂都市建設部長。

○茂呂都市建設部長 ちょっと今、資料、確認させていただきますので、少々お時間ください。

申し訳ございません。

○市田委員長 それでは、ほかに質疑はございますか。鈴木紹平委員。

○鈴木紹平委員 鈴木紹平です。よろしくお願いします。

18 ページの空き家対策事業費国庫補助金なのですが、先ほどご説明で、解体費の補助金ということで、よろしい。

○市田委員長 執行部の説明をお願いいたします。埴建築課長。

○埴建築課長 建築課長、埴でございます。よろしくお願いいたします。

空き家対策事業費につきましてですが、こちら 1,000 万円なのですが、空き家のほうの解体に際しまして、1 件当たり上限 50 万円、2 分の 1 という形になりますが、こちらのほうで見込んでいるものになります。

50 万円、そのまま出ますと、約 20 件分という形で、予算どりのほうさせていただいてございます。

以上でございます。

○市田委員長 鈴木紹平委員。

○鈴木紹平委員 ありがとうございます。

これは前年比と比べて、これぐらいの件数であれば、大丈夫ということ、になったでしょうか。

○市田委員長 執行部の説明をお願いいたします。埴建築課長。

○埴建築課長 建築課長、埴でございます。

全件フルに受付という形になりますと、ちょっと予算としては足りないというのが現状でございます。大体なのですが、昨日、今日あたりで、今年度予算の分が全て使い切るといような形になっていますので、ちょっと足りないかなという形の推移ではございますが、何とかやりくりしながらでございますけれども、解体のほうは順次進んでおります。

以上でございます。

○鈴木紹平委員 ありがとうございます。もう全件申し込み済みということで、では、今後、あれですかね、もし申し込みという場合は、もう全部実費みたいな形になってしまうか、それとも、また、補助金を待って、また新たに申請するのかということになると思うのですが、一応この見込みというのは、今後こういった形をとっていくのでしょうか。

○市田委員長 執行部の説明をお願いいたします。埴建築課長。

○埴建築課長 建築課長、埴でございます。

現状といたしましては、もう既に解体したいという形で申し込みをいただいている方もございます。

一応、その方につきましては、次年度予算がついたら、やっていただく、申請していただくという形で、お待ちいただいている状況というものが 2、3 件、もう既にございます。

以上でご質問に対する回答といたします。以上です。

○市田委員長 ほかに質疑はありますか。鈴木紹平委員。

○鈴木紹平委員 引き続き、もう1つ質問してもよろしいでしょうか。

○市田委員長 はい。

○鈴木紹平委員 大丈夫ですね。180ページの市営住宅施設の整備事業費ということで、7,600万円ほど、まず市営住宅の場所と、あと何をするのか、ちょっとご説明をいただければと思います。

○市田委員長 執行部の説明をお願いいたします。埴建築課長。

○埴建築課長 建築課長、埴でございます。

市営住宅の改修になりますが、次年度につきましては、西茂呂市営住宅、こちら今年度1期工事のほうをやっておりまして、工事の内容といたしましては、外壁が主になりますけれども、長寿命化を図る、例えば、外壁、コンクリート製でできておりますので、ひびのクラックの修繕であったり、そちらを修繕した後に、塗装工事、長寿命化を図るための塗装工事、あと部分的には雨どいとか、そちらのほうの改修工事になってございます。

あと屋根につきまして、部分的にシート防水という防水が劣化しているところがございますので、そちらを改修するという形でございます。

次年度が第2期工事で、来年度で完成する予定になってございます。以上です。

○市田委員長 はい、まだありますか。

○鈴木紹平委員 いいえ、ありません。ありがとうございました。

○市田委員長 ほかに質疑はありませんか。津久井委員。

○津久井委員 すみません、12ページのこの中、市営住宅の使用料なのですけれども、これ2億あるのですけれども、これ、全体的に金額がいくらあって、滞納がどれぐらいあるのだから、ちょっと教えていただきたい。

○市田委員長 執行部の説明をお願いいたします。埴建築課長。

○埴建築課長 ご質問にお答えいたします。

現状といたしまして、全市営住宅におきまして、約150名前後の滞納がございまして、滞納額といたしましては、年度合計で5,864万4,274円という形で滞納が生じてございます。

以上で回答といたします。

○市田委員長 ほかにありますか。

○津久井委員 ない、大丈夫。

○市田委員長 ほかの方でご質疑ありませんか。

それでは、別段質疑もないようでございますのでお諮りいたします。

議案第2号中都市建設部。

○梶原委員 すみません。

- 市田委員長 はい。
- 梶原委員 まだ答弁いただけていません。
（「あとから、あとからくるから」と言う者あり）
（「あとから」と言う者あり）
- 市田委員長 いいですか。
梶原委員、何かありますか。
- 梶原委員 あります。そこから、まだ聞きたい質疑があるのですけれども。
- 市田委員長 では、梶原委員、どうぞ。
（「いや、答えが」と言う者あり）
- 梶原委員 答えもらわないと。
（「答えが、さっきの」と言う者あり）
- 市田委員長 ああ、さっきのですか。
（「さっきの答弁がきてないから」と言う者あり）
- 市田委員長 まだ、答えいただけていない。
そうか。
これはすぐに用意できますか。
縮めてしまうわけにいかない。
これ、どうですか、時間がかかるようだったら、議長、時間がかかったら、次いってしまうわけにもいかない。
- 増淵議長 いいよ、交代したらいい。
- 市田委員長 待ってますか。
（「わかった」と言う者あり）
（「はい」と言う者あり）
- 市田委員長 それでは、執行部の説明をお願いいたします。すみません、埴建築課長。
- 埴建築課長 建築課、埴でございます。申し訳ございません。
先ほどの回答になりますが、市営住宅使用料の関係で、昨年度から 899 万 7,000 円の歳入の減が生じることが原因となっております。
ご質問の回答、以上でございます。
- 市田委員長 梶原委員。
- 梶原委員 そうですね、あと、都市計画使用料というのは、これ都市建設部さんでよろしいですか。
こちら、公園使用料ということなのですけれども、前年度予算より、140 万ぐらい減っていますね。
それで、今、住宅使用料についても、900 万近く減ると、それで、その予算なので、見積

もりなのでしょうけれども、その、これだけ減るといふところの要するに見立てといふか、それをちょっとお知らせください。

○市田委員長 執行部の説明をお願いいたします。藤野建設監理課長。

○藤野建設監理課長 建設監理課長の藤野です。

令和2年度の当初予算の比較ということになるかと思っておりますので、2年度の当初予算の中で説明をさせていただきたいと思っております。

都市計画使用料、恐らくこれ、節のところの、今年で申し上げますと、657万7,000円のところかと思うのですが、これはもう、これ経済部の公園使用料、並ぶと思っておりますので、ちょっと都市建設部では了解していない部分がございます。

それで、土木使用料に関しましては、法定外公共物、こちらのほうは後ほど説明をいたしますが、料金の改定等がございまして、昨年ベースで申し上げますと、法定外の公共物の占用料が448万円が464万円になっております。

それで、住宅の使用料、先ほど申し上げましたけれども、昨年が2億1,013万円、今年が2億113万3,000円でございますので、ほかの部局も合わせますと、この比較で昨年と772万3,000円の減額ということの見積もりでございます。

以上で説明を終わります。

○市田委員長 質疑ありますか。梶原委員。

○梶原委員 この住宅使用料が、市営住宅の使用料が減るといふ予算の見積もりを立てて出したかと思うのですが、要するに、これは、この部分、詳細をちょっと知りたいのですが、これは借りる人が減って、空き家になっているのか、それとも、住んでいるけれども、何か減額をされているのか、その辺を教えてください。

○市田委員長 執行部の説明をお願いいたします。埴建築課長。

○埴建築課長 ご質問にお答えします。

市営住宅につきましては、今年度、上野町市営住宅の解体工事が行われまして、そちらのほうで件数が10軒前後だったと思うのですが、まず減りました。

あとは、このコロナ禍にも起因することとは思っておりますが、やはり減免申請等の申請が相当数ありまして、ちょっと件数については、ちょっと今手元にはないのですが、相当数ございまして、そちらのほうでの収入の減というものも起こっております。

あと、住宅のほう、長寿命化を行っておりますけれども、やはり政策空き家という形で、これから解体を予定している建物、そちらにつきましては、入居は、入居募集は行わずに、自然減を、入居者の自然減、こちらのほうで、後ほど住宅のほうの解体に向けた政策ということで、やる形をとりますので、若干、そちらの政策においても、人数のほうが減っているという形はございます。

以上でございます。

○市田委員長 梶原委員。

○梶原委員 減った理由というのがわかりましたけれども、これは市営住宅に対するこの申し込みなのですけれども、これ申し込み数も減っているのか、当然その現状値として増えているというか、予定よりも多い人数で申し込みがあったにもかかわらず、こうやって今減らしているのかをお聞きします。

○市田委員長 執行部の説明をお願いいたします。埴建築課長。

○埴建築課長 建築課長、埴でございます。

現状といたしまして、毎回の定期募集に対して、ちょっと正確に増えているか、減っているかということは、ちょっと勘定はしていないのですが、感覚といたしましては、今までとあまり大差なく推移していることと思います。

やはり場所がいいところにつきましては、倍率が3倍、4倍となることもございますし、人気のないところという言い方はあれかと思うのですが、そういうところにつきましては、ゼロ倍という形のところもございます。

以上で回答といたします。

○市田委員長 梶原委員。

○梶原委員 わかりました。

希望していてもね、なかなか入れないという人もいる現状がありますので、そういうところは、ちょっとよく考えてもらいたいなというところです。以上です。

○市田委員長 ほかにはありますか。橋本委員。

○橋本委員 橋本です。よろしく申し上げます。

166 ページの急傾斜地対策事業費なのですけれども、3カ所と言っていましたよね。具体的にどことどことどこになりますか。

○市田委員長 執行部の説明をお願いいたします。藤野建設監理課長。

○藤野建設監理課長 建設監理課長の藤野です。

急傾斜地の3カ所申し上げますと、栗野深程の宮入地区です。松屋旅館さんとか、その裏に神社があるかと思うのですが、その近辺になります。

2カ所目が、草久中ノ畑地区ということで、場所的には、あそこは東大芦の東の生活改善センターとか、ちょっとわかりにくい部分もあるのですが、そのほかに西大芦のいきいきほっとホームとか、そういった施設のある近辺でございます。

3カ所目が、口栗野下ノ沢、これは元栗野高校の裏手、山になっているかと思えます。栗野高校から見まして、北東の山沿いになります。

以上3カ所です。

以上で説明を終わります。

○橋本委員 ありがとうございます。

○市田委員長 ほかにありますか。

いいですか。

それでは、別段質疑もないようでございますので、お諮りいたします。

議案第2号中都市建設部関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○市田委員長 ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第2号中都市建設部関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第11号 令和2年度鹿沼市一般会計補正予算(第10号)についてのうち、都市建設部関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。藤野建設監理課長。

○藤野建設監理課長 建設監理課長の藤野です。

議案第11号 「令和2年度鹿沼市一般会計補正予算(第10号)について」のうち、都市建設部所管のものについてご説明いたします。

まず、歳入についてご説明をいたします。

「令和2年度補正予算に関する説明書」の3ページをお開きください。

13款「使用料及び手数料」、2項4目「土木手数料」、説明欄の「建築確認申請手数料」162万7,000円の減額につきましては、申請件数の減少により補正をするものであります。

14款「国庫支出金」、2項4目「土木費国庫補助金」、説明欄の「建築指導費国庫補助金」190万円の減額、次の「狭あい道路整備等促進事業費国庫補助金」870万円の増額、次の「道路整備事業費国庫補助金」425万円の減額、次の「道路長寿命化対策事業費国庫補助金」425万円の増額、次の「都市公園整備事業費国庫補助金」490万円の増額につきましては、それぞれ国庫補助金の確定により補正をするものであります。

次に、5ページをお開きください。

15款「県支出金」、1項3目「土木費県負担金」、説明欄の「地籍調査推進事業費県負担金」835万7,000円の減額につきましては、事業の確定による減額であります。

次に、2項6目「土木費県補助金」、説明欄の「建築指導費県補助金」185万円の減額につきましては、補助金額の確定により補正をするものであります。

次に、7ページをお開きください。

一番下の21款「市債」、1項、次の9ページになりますが、5目「土木債」、説明欄の「道路整備事業債」5,300万円の増額、次の「都市公園整備事業債」630万円の増額につきましては、国庫補助金の確定に伴い、それぞれ補正をするものであります。

8目「災害復旧債」、説明欄の「都市計画施設災害復旧事業債」5,800万円の減額につま

しては、黒川緑地と河川公園の災害復旧工事費の確定により補正をするものであります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

15 ページをお開きください。

8 款「土木費」、1 項 1 目「土木総務費」、説明欄の「急傾斜地対策事業費」800 万円の増額につきましては、県が行う事業に対する負担金で、深程の宮入地区が 750 万円の増、口栗野の下ノ沢地区が 150 万円の増、草久の中ノ畑地区が 100 万円の減額をするものであります。

次に、18 ページをお開きください。

一番上になります、「建築指導費」470 万円の減額につきましては、木造住宅耐震改修事業費の確定により補正をするものであります。

次に、4 項 1 目「都市計画総務費」、説明欄の「都市計画総務事務費」、198 万円の減額につきましては、都市計画総括図の修正印刷を令和 3 年度に延期したことにより補正をするものであります。

次の「地籍調査推進事業費」1,134 万 7,000 円の減額につきましては、対象地区である緑町・幸町地区の事業の確定により補正をするものであります。

次に、2 目「土地区画整理事業費」、説明欄の「新鹿沼駅西土地区画整理事業費」2,479 万 4,000 円の減額につきましては、交渉不成立に伴い、委託料及び工事請負費を減額するものであります。

次に、7 目「公園建設事業費」、説明欄「都市公園整備事業費」1,517 万 8,000 円の増額につきましては、国の第 3 次補正により、令和 3 年度予算が前倒しになったため、都市公園整備事業費を補正するものであります。

21 ページをお開きください。

11 款「災害復旧費」2 項 3 目「都市計画災害復旧費」、説明欄の「都市計画施設災害復旧事業費」5,800 万円の減額につきましては、黒川緑地と河川公園の災害復旧工事費の確定により補正するものであります。

以上で、議案第 11 号「令和 2 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 10 号）について」のうち、都市建設部所管のものについての説明を終わります。

○市田委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。鈴木紹平委員。

○鈴木紹平委員 18 ページの都市公園整備事業費なのですけれども、1,500 万増ということなのですが、これはもうどこの公園をやるとかという話は決まっているのでしょうか。ご説明をお願いします。

○市田委員長 執行部の説明をお願いいたします。福田土木課長。

○福田土木課長 土木課長の福田です。よろしくをお願いいたします。

都市公園整備事業費についてなのですが、上野町児童公園の複合遊具の更新を予定してございます。

それで1基ですね、1基で1,500万と、以上で説明を終わります。

○市田委員長 ほかに質疑はありますか。鈴木委員。

○鈴木紹平委員 先ほどのところなのですが、遊具は新しい遊具を導入することなのですか。それとも、何か交換することなのでしょうか。詳細な説明、よろしくお願いいたします。

○市田委員長 執行部の説明をお願いいたします。福田土木課長。

○福田土木課長 土木課長の福田です。

上野町児童公園に鉄製のちょっとジャングルジムみたいな形ので、滑り台が確かついていて、そういう複合、機能を複合している遊具がございます。

それが老朽化していて、長寿命化対策の中で、補修をするほうがいいのか、それとも新しく更新したほうがいいのかということで、維持管理費等を検討した結果、新しいものに更新するという形で、機能上、似たような機能を持ったものを、具体的にはこれから業者さん見積もりに行っていたかのですが、基本的には新しいものに更新するというで考えてございます。

以上で説明を終わります。

○市田委員長 はい。

○鈴木紹平委員 ありがとうございました。

○市田委員長 ほかに質疑はありますか。橋本委員。

○橋本委員 橋本です。よろしくお願いいたします。

22 ページの災害復旧事業費のほうで、黒川緑地公園の工事についての(…)をしておく、完成っていつ頃になるのですかね。

○市田委員長 執行部の説明をお願いいたします。福田土木課長。

○福田土木課長 土木課長の福田です。

黒川緑地なのですが、左岸側については、花火の時期に間に合わせたいと、花火、やるかどうかはちょっと、建設部のほうの所管ではないのですが、一応、工事的には左岸側はその時期には間に合わせたい。

右岸側については、県の工事が終わらないと、市の工事が入っていけないというルールがありまして、来年度いっぱいにかかってしまうかなということで考えてございます。

以上で説明を終わります。

○橋本委員 ありがとうございました。

○市田委員長 ほかにご質疑ありますか。梶原委員。

○梶原委員 梶原です。

歳入のところの9ページ・10ページのところの土木債の中で、ちょっとわからないのですけれども、この道路橋梁債5,300万円なのですけれども、これ歳出のところでは、どれに当たるのか、ちょっとお示してください。

○市田委員長 執行部の説明をお願いいたします。福田土木課長。

○福田土木課長 土木課長の福田でございます。

この土木債なのですが、実際この事業費の確定によって、財政のほうで措置をしているので、細かい内容というのは路線ごとに一応あるはあるのですけれども、例えば、市単独事業ですと、事業費の90%まで借金できると、借りられるということで、枠があって、その中でどれだけを起債起こすかというのは、財政部門になります。

また、補助事業ですと、例えば、一般的な補助事業ですと、50%が補助率と、例えば1億ですと、5,000万は国から出る、残り5,000万についての90%までは起債を起こせますよということで、財政事情の中で、その限度額内であれ、どれだけ借りるかというのは、ちょっとうちの部門ではなくて、財政部門になってきますので、細かい路線ごとの起債額は出ているのですけれども、ちょっと、例えば、5号線が今回、あ、5号線、50号線が4,500万起債をする予定だったのが、3,780万になったとか、そういう細かいのはあるのですけれども、ちょっと、ではなぜそうなのかというのは、ちょっと財政部門の話になってしまいますので、そのくらいの説明でよろしいでしょうか。

○市田委員長 はい。大丈夫ですか。

○梶原委員 私のほうもよくわかっていないところもあるのですけれども、歳出があるので、歳入でどうそれ、確保していくのだという理解だったので、その中で、この補正予算の中で、歳出がどこに当たるのかというのが、ちょっとわからなかったもので聞いたのですけれども、この中には載っていないということでよろしいのですか。

○市田委員長 執行部の説明をお願いいたします。福田土木課長。

○福田土木課長 土木課長の福田でございます。

道路整備事業債については、実は、道路整備事業費なのですが、今回補正、歳出の補正してございません。

というのが、歳入の補正は先ほど狭あい道路とかあったのですけれども、歳入は変わったのですが、歳出は市単独費とかのやりくりで、歳出のほうは補正しないで済んでいるのですね。

普通ですと、歳入が、今回増えていますので、歳出が増えるというのが一般的なのですが、できなくなった単独事業とかのお金とかのやりくりで、歳出の補正がありません。

ただ、先ほど言ったように、補助がつくわけだったのがつかないとか、単独費とかの割合は変わっていますので、当然それで借入額というのは変わってくるというわけです。

以上で説明を終わります。

○市田委員長 以上で大丈夫ですか。

○梶原委員 今回の歳出の補正予算はなくて、以前、それまでにしてあった計画の中の、ために、歳出、歳入の補正の予算を行ったという理解にしておきます。以上です。

○市田委員長 ほかにご質疑はありますか。

それでは、別段質疑もないようでございますのでお諮りいたします。

議案第 11 号中都市建設部関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○市田委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 11 号中都市建設部関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 20 号 市道路線の認定について、議案第 21 号 市道路線の廃止について、及び議案第 22 号 市道路線の変更については、関連しておりますので、一括して議題いたします。

執行部の説明をお願いいたします。藤野建設監理課長。

○藤野建設監理課長 建設監理課長の藤野です。

議案第 20 号、第 21 号及び第 22 号につきましては、関連がございますので、一括で説明をさせていただきます。

まず、議案第 20 号 「市道路線の認定について」説明いたします。

今回認定する路線は、23 路線です。

関係資料にあります最初のページ、市道路線の認定図 NO. 1 をご覧いただきたいと思ます。

市道 1391 号線は、千渡地内における開発行為に伴い整備された道路を 4 級市道として新たに認定するものであります。

次のページ、市道路線の認定図 NO 2 及び NO. 3 をご覧ください。

市道 3365 号線及び、3366 号線は、縦山地内における開発行為に伴い整備された道路を 4 級市道として新たに認定するものであります。

次のページの市道路線の認定図 NO. 4 をご覧ください。

市道 5425 号線は、緑町地内における開発行為に伴い整備された道路を 4 級市道として新たに認定をするものであります。

次のページ、市道路線の認定図 NO. 5 から NO.23 をご覧ください。

「県営藤江地区土地改良」に伴い整備された 19 路線のうち、市道 9303 号線、及び 9304 号線の 2 路線を 4 級市道に、市道 9828 号線から 9844 号線の 17 路線を 5 級市道に認定するものであります。

次に、議案第 21 号 「市道路線の廃止について」ご説明をいたします。

同じく関係資料の路線の廃止図 NO.1 から NO.25 をご覧ください。

今回廃止する路線は、「県営藤江地区土地改良」により道路形態がなくなりました 25 路線であります。

5 級市道の廃止路線は、市道 9737 号線から 9739 号線、及び 9743 号線から 9746 号線の 7 路線、6 級市道の廃止路線につきましては、市道 i 081 号線から i の 090 号線、及び i の 092 号線から i 099 号線の 18 路線であります。

次に、議案第 22 号 「市道路線の変更について」説明をいたします。

今回変更する路線は、3 路線であります。

同じく関係資料の変更図の NO.1 及び NO.3 をご覧をいただきたいと思えます。

市道 0333 号線及び 9034 号線は、「県営藤江地区土地改良事業」に伴い道路の終点を変更するもので、実線で表示してあるものが変更後の路線となります。

次ページ、変更図の NO.2 をご覧いただきたいと思えます。

市道 1831 号線は、千渡地内の開発行爲に伴い起点を変更するもので、実線で表示してあるものが変更後の路線となります。

以上で、議案第 20 号、第 21 号及び第 22 号の説明を終わります。

○市田委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。橋本委員。

○橋本委員 橋本です。よろしくお願ひします。

ちょっと勉強不足で教えてもらいたいのですけれども、4 級市道と 5 級市道の違いつてどんな感じなのですかね。

○市田委員長 執行部の説明をお願いいたします。藤野建設監理課長。

○藤野建設監理課長 ただいまの市道のランクですね、どういうものが 4 級になるかということなのですが、いわゆる市道は 1 級から 6 級ございまして、まず 4 級・5 級を説明するには、3 級からちょっと説明させていただいたほうがわかりやすいのかなと思うのですが、3 級路線につきましては、小集落 10 戸以上で、相互に幹線道路と結ぶもの、そういったものを主に 3 級路線ということで位置づけをしております。

その中で、現在のところ、それまでに該当しないものの 4 級路線ということで、本来であれば、さらに 3 級の中で 4、5、6 とあるわけなのですが、さらにそこまで地域性とか、利用度を含めて、4 級まではいかない、主に袋小路に近いような形になってしまうかと思うのですが、そういったものを 5 級市道ということで位置づけをしております。

大変細かい説明はほかにもあるのですが、ちょっといろいろな条件がございますので、概要的なものといいたします。

(「1 級、2 級も言って」と言う者あり)

○藤野建設監理課長 あ、そうですか。はい、わかりました。

それでは、1級、2級についても説明をさせていただきたいと思います。

1級は、主に国や県道を相互に連絡する通路ということが条件の一つで、そのほかに使用の集落50戸以上を相互に連絡する道路というようところが1級の位置づけでございます。

2級につきましては、1級市道を相互に連絡する道路、それから集落については25戸以上を相互に連絡する道路ということで位置づけをしております。

以上で、級別の説明を終わります。

○橋本委員 勉強になりました。ありがとうございました。

○市田委員長 ほかに質疑はありますか。

(「ありません」と言う者あり)

○市田委員長 津久井委員。

○津久井委員 ありません。

○市田委員長 別段質疑もないようでございますのでお諮りいたします。

まず、議案第20号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○市田委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第20号については、原案どおり可とすることに決しました。

ここで、会議開始から50分が経過しました。

換気のため、10分間、休憩いたします。

再開は、10分後ですね。ちょうど11時ですか、よろしく申し上げます。

(午前10時50分)

○市田委員長 休憩前に引き続き再開いたします。

(午前11時00分)

○市田委員長 議案第21号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○市田委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第21号につきましては、原案どおり可とすることに決しました。

続きまして、議案第22号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○市田委員長 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第32号 鹿沼市道路占用料条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。藤野建設監理課長。

○藤野建設監理課長 建設監理課長の藤野です。

議案第32号 「鹿沼市道路占用料条例の一部改正について」説明をいたします。

本市の道路占用料は、道路法施行令に準拠した額を定めており、地価水準及び地価に対する賃料の水準等を反映した道路法施行令の一部改正に伴い、占用料の額を今回改正するものであります。

また、法定外公共物の占用料につきましても、今回の改正額を準用するものであります。

それでは、改正の主なものについて、説明をさせていただきますので、新旧対照表の 22 ページをご覧ください。

まず、表中左側の欄、「法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物」でございますが、こちらは主に電柱や電話柱などの占用であります。そのうち、上から 2 番目の「第 2 種電柱」、こちらは電線が 4 本から 5 本になる電柱でございますが、こちらは、電柱 1 本につき「年額 540 円から 650 円」に改正をするものであります。

次に、その下の 23 ページをご覧くださいと思うのですが、「法第 32 条第 1 項第 2 号に掲げる物件」、こちらは、主にガス管、それから電話などの地中管になります。

この欄の上から 2 番目の「外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満」のもの、長さ 1 メートルにつきまして「年額 19 円から 23 円」に改正をするものであります。

次に、24 ページをお開きください。

下から 2 番目の「法第 32 条第 1 項第 6 号に掲げる施設」の「祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの」につきましては、占用面積 1 平方メートルにつき、「1 日 10 円」で改正はございません。

以上が主なものでございまして、施行日につきましては、本年 4 月 1 日を予定をしております。

以上で、議案第 32 号 「鹿沼市道路占用料条例の一部改正について」の説明を終わります。

○市田委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようでございますのでお諮りいたします。

議案第 32 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○市田委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 32 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 33 号 鹿沼市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について、議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。渡辺都市計画課長。

○渡辺都市計画課長 都市計画課長の渡辺です。どうぞよろしく申し上げます。

議案第 33 号 「鹿沼市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正」

についてご説明いたします。

今回の改正は、鹿沼木工団地内における就業者の子育て環境の充実により、将来にわたり良好な木工団地を維持し、本市の基幹産業である木工業の振興を図るため、本地区の一部区域に保育所の立地を可能とするものであります。

本日お配りしました、「鹿沼木工団地周辺地区 地区計画、新旧対象図」、こちらの1枚の黄色と赤で表示をいたしました図面でございます。

改正前の地区計画においては、この地区をA地区・B地区の2つに区分しておりましたが、今回の改正ではA地区のうち、ちょうど下側に「赤色の破線」で示しました、鹿沼木工団地協同組合事務所を含む、約0.4ヘクタールの区域を対象に、保育所の立地を許容する『C地区』を新たに設定するものであります。

新旧対照表の29ページですね、「鹿沼市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の新旧対照表ですね、左側には現行の内容を、そして、右半分には改正案を示しております。

この29ページの中段から下に表示しております「鹿沼木工団地周辺地区 地区整備計画区域」の、A地区・B地区に、次の30ページで示しますC地区を新たに加え、地区計画で定める各種建築に関する制限を表しております。

30ページ右側、C地区と書いてございます、この右隣の「次の各号に掲げる建築物」の(4)におきまして、「老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの(保育所を除く)」といたしますことで保育所の立地を可能とするものであります。

なお、その他の建築に関する制限につきましては、これまでどおり変更はございません。

また、条例の改正に先立ちまして、都市計画法の手續といたしまして、去る1月21日に開催されました「第39回鹿沼市都市計画審議会」におきまして、今回の地区計画の変更について「原案通り異存なし」との答申をいただき、2月5日付で地区計画の変更手續が完了したことから、今回、条例改正の議案を上程させていただいたところでございます。

なお、条例改正に伴い、新旧対照表29ページにちょっとお戻りいただきたいのですが、「建築してはならない建築物」のうち、(5)の下線を引いてあります「児童更生施設」の「更生」の文字が誤っておりましたことから、今回の改正にあわせて修正をいたすものでございます。

以上で、議案第33号「鹿沼市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正」についての説明を終わります。

○市田委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。梶原委員。

○梶原委員 梶原です。よろしくお願ひします。

今、一番最後で説明いただいた、児童厚生施設のこれ漢字が、更生が厚生違いということ

で、変更したということによろしいでしょうか。

○市田委員長 執行部の説明をお願いいたします。はい。

○渡辺都市計画課長 都市計画課長の渡辺です。

ご指摘のとおり、更生、更に生まれるという文字が誤っておりまして、厚く生まれるというふうな厚生のように正しく訂正をさせていただくというふうなことでございます。

以上です。

○市田委員長 ほかに質疑ありますか。梶原委員。

○梶原委員 そうですね、ちょっと最初の訂正前の児童更生施設ってどんなものがあるのだろうと調べたら、やっぱり調べられなかったもので、それで、今回新しく変えていただく、児童厚生施設では、あれですね、児童館みたいな、そういうのも建てられるということになって、ということを理解しました。

あと、これ、C地区のみ保育所が建てられるという理解でよろしいのでしょうか。

○市田委員長 執行部の説明をお願いいたします。渡辺都市計画課長。

○渡辺都市計画課長 都市計画課長の渡辺です。

ご指摘のとおり、C地区のみに保育所の立地が可能ということで、A地区・B地区につきましては、立地はできないというふうなこととなっております。

○市田委員長 梶原委員。

○梶原委員 そのA地区・B地区で、保育所は建てられないのですけれども、今だとその企業内認定保育園とか、そういったものもあるので、企業が自分で敷地、接しているところを用意して、幼稚園の先生を呼んで、保育所というのをつくることのできるのですけれども、そういうことも、このままだとできないという理解でよろしいでしょうか。

○市田委員長 執行部の説明をお願いいたします。渡辺都市計画課長。

○渡辺都市計画課長 都市計画課長の渡辺です。

こちらの経緯からご説明をしたいと思います。

今議員のほうからご指摘のございました企業内の保育というふうなことで、実は平成 28 年度に内閣府が、企業主導型保育事業というものを制度創設をして、企業向けに助成を始めたというふうなことでございます。

それで、木工団地につきましては、各企業がという発想ではなく、鹿沼木工団地協同組合がでございます。それで、木工団地内には、現在 52 社の事業所が操業しておりまして、約 730 名の従業員が従事しているというふうなことでございます。

それで、平成 31 年度に、団地の組合が全従業員に対してアンケート調査を行いまして、団地内への保育施設の開設について、どう思うかというふうなものを行ったところ、約 37 名の利用希望があったというふうなことでございます。

それで、今回は各事業所が個別に対応するのではなく、木工団地協同組合が事業主体とな

り、国の助成制度を活用して、今回保育所を木工団地協同組合の隣地、隣接地にですね、こちらのほうに建設をするというふうな計画で、事が進められてきたというふうなことでございます。

以上で説明を終わります。

○市田委員長 梶原委員。

○梶原委員 わかりました。

それで、今後というか、では、C地区のほうに保育所は可能になりました。どこか、民間なのか、公なのかわからないですけども、何か予定というのはあるのでしょうか。

○市田委員長 執行部の説明をお願いいたします。渡辺都市計画課長。

○渡辺都市計画課長 都市計画課長の渡辺です。

保育事業そのものは民間事業者のほうに委託をされる予定だというふうなことで伺っております。

先ほど利用希望が37というふうなことで、定員のほうも40名を予定しているというふうなことで、今後、本条例のほうが改正になった、その後において、木工団地協同組合のほうで、建築工事の入札、そして着工というふうなことで、今年の秋口ぐらいにはプレオープンというふうなことで開設する予定だというふうなことを伺っております。

以上で説明を終わります。

○市田委員長 ほかに質疑はありますか。梶原委員。

○梶原委員 ありがとうございます。

それで、ちょっと元に戻りますけれども、条例の中で、児童厚生施設という誤記があったのですけれども、この誤記だということを、チェックできなかった。それで、今チェックできたというのは、こういう要望があって、見直したからだと思うのですが、この経緯というか、その辺ちょっとわかればお聞きします。

○市田委員長 執行部の説明をお願いいたします。渡辺都市計画課長。

○渡辺都市計画課長 都市計画課長の渡辺です。

経緯といいますか、こちら木工団地周辺地区の地区計画が平成11年に都市計画決定をいたしたところです。

その際に、児童厚生施設の厚生という文字を、誤って、こちらのほうに載せてしまったと、単純なミスというふうなことで、これについては、今後については、こういったことがないように、細心の注意を払いながら、条例の制定等に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○市田委員長 梶原委員。

○梶原委員 そうですね、普通、これ民間だと、校正をする、またその法務というところがチェックをして、こういう文章をチェックするのですけれども、この市庁内というのは、そう

いうチェックはその辺で終わって、そのまま条例上げて、終わりということになるのでしょうか。

○市田委員長 執行部の説明をお願いいたします。渡辺都市計画課長。

○渡辺都市計画課長 都市計画課長の渡辺です。

条例の制定、あるいは改正につきましては、原案を作成するのは、私どものほうになりますけれども、実際には例規審査委員会というふうなものがございまして、それらをチェックする機能は、機能としては、組織としては持っております。

ただ、残念なことながら、この時点でのこの厚生の文字についてのチェックがされなかったというふうなことでございます。

以上です。

○市田委員長 梶原委員。

○梶原委員 わかりました。

私もこれ、質問されたので、宇都宮・日光・栃木・小山市の同じような条例全部調べてきて、載っていないということで、不思議に思って質問させてもらったのですが、やっぱりそのほかのそういう、ほかの市の条例とか見ても載っていない文字というのは、やっぱりチェック、すぐできるのだと思うんですね。

やっぱり、もうちょっとチェックというところでは、厳しくやっていただきたいと思えます。以上です。

○市田委員長 ほかに質疑ありますか。

(「ありません」と言う者あり)

○市田委員長 別段質疑もないようでございますのでお諮りいたします。

議案第 33 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○市田委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 33 号については、原案どおり可とすることに決しました。

以上で、都市建設部関係の審査は終了いたしました。

○津久井委員 委員長、ちょっとすみません、1つ。

○市田委員長 津久井委員。

○津久井委員 いいですか、その他で。

○市田委員長 はい、津久井委員。

○津久井委員 先ほど、空き家の対策のやつで話出ていたと思うのですが、市民の方への周知をもう少しわかりやすくやっていただけると非常にいいのですが。

というのは、上限 50 万円出ていますよね。

そうすると、持っている方は、そのまま 50 万出ると思っている方が多いのですよ。

それで、たまたまこの間、空き家対策会議に行ったらば、やっぱり現地を見て、その国のほうからの予算なので、予算額のやつなので、そのマニュアルというか、基準があって、床が抜けているのが条件になるとか、何かそういったことを担当の方が話が出たのですけれども、やっぱりそこまで市民の方は全然わからないですよ。

あくまでもその空き家対策で50万って出ていれば、もう50万いただくと、そういうような錯覚している人が非常に多いものですから、その辺の周知も一つお願いしたいのです。

それで、もう1つが、この間農政のほうに言ったのですけれども、災害費、台風のやつの災害費、一例で言うと木島堀、あれ今もう大分工事終わって完成に近づいているのですけれども、近づいてきたので、ふと思ったのですけれども。

そのまま、やっている業者だと、右岸のほうは工事が発注のやつだから、それできれいに仕上げたのですけれども、左岸のほう、これが堆積がそのまま、そうすると、県土木にも掛け合っしてほしいと言ったのだけれども、あの状態で、今の状態でまた水がきたら、今度左岸のほうみんな、前回もそうだけれども、床下・床上浸水、もう続けて3回出ているのですよ、御成橋のところ。

やっぱりその辺も、やっぱり県土木とちょっと連携を密にしてもらって、やっぱりあれ、ほら、橋の上部から道をつくって、300メートルも400メートルも道をつくって、工事をやったわけだから、その脇の堆積も搬出できると思うのですよ。

やっぱりそういうのは、やっぱり連携してやらなかったら、新たにやるのもまた、堆積土をとるといって、もう道をつくって、搬出が非常に大変だから、金額的にも、ほら発注ができないというのが現状なのだから、やっぱりやっているときに、それも一緒にやってもらうような県への要望をしっかりとやっていただきたい。

それで、もう1つ、非常に鹿沼の道路が非常に傷んでいる、ぼこぼこで。

あと、街路樹の話も出ましたけれども、やはりもう少し予算をとってもらって、やっぱり通学路とか、もう本当に、皆さん、高校生とかも言いますけれども、自転車で通っても、本当に危ない。

また、街路灯もなくて暗い。そういうのも非常に多いものですから、やっぱりもう少し、予算をしっかりと要求して、事故がないような体制をとっていただきたい。以上です。

○市田委員長 では、要望ということで。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

休憩後に水道部関係の審査を行います。

再開は、11時20分といたします。

(「11時20分」と言う者あり)

○市田委員長 すみません、30分です。ごめんなさい。

(午前11時22分)

○市田委員長 休憩前に引き続き審査を再開いたします。

(午前 11 時 30 分)

○市田委員長 これから水道部関係の審査を行います。

はじめに、議案第 2 号 令和 3 年度鹿沼市一般会計予算についてのうち、水道部関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。塩澤水道業務課長。

○塩澤水道業務課長 おはようございます。水道業務課長の塩澤です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案 第 2 号 「令和 3 年度鹿沼市一般会計予算について」のうち、水道部所管の予算について、ご説明いたします。

令和 3 年度「予算に関する説明書」一般会計の 107 ページをお開きください。

上段の 4 款 衛生費 1 項 1 目「保健指導費」であります。説明欄は、112 ページをご覧ください。中段の水道事業会計繰出金 6,827 万 5,000 円につきましては、水道事業の経営基盤強化のため、旧簡易水道事業で借入れをしました、企業債の元金及び利息の償還金の一部について、繰り出しするものであります。

以上で、議案 第 2 号 「令和 3 年度鹿沼市一般会計予算について」のうち、水道部所管の予算について、説明を終わります。

○市田委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようでございますのでお諮りいたします。

議案第 2 号中水道部関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○市田委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 2 号中水道部関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 9 号 令和 3 年度鹿沼市水道事業会計予算についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。塩澤水道業務課長。

○塩澤水道業務課長 水道業務課長の塩澤です。

議案第 9 号 「令和 3 年度鹿沼市水道事業会計予算について」ご説明いたします。

別紙になっております、鹿沼市水道事業会計の「令和 3 年度予算に関する説明書」の 1 ページをお開きください。

収益的収入及び支出につきましては、前年度と比較し、収入が 0.8%の減、支出が 1.2%の増であります。

主な要因としましては、支出では、原水及び浄水費、配水及び給水費の増によるものであ

ります。

まず、収入について、ご説明いたします。

1 款 水道事業収益の 1 項 1 目、給水収益 13 億 7,600 万円は、水道料金収入であります。

過去の実績をもとに、給水戸数 3 万 4,000 戸、総給水量 1,056 万 4,000 立方メートルで計上したものであります。

次に、3 目 その他営業収益 3,289 万 6,000 円につきましては、主に公共下水道等の使用料徴収業務を受託していることによる事務負担金収入を計上したものであります。

次に、2 項、営業外収益の 1 目、受取利息及び配当金 17 万 6,000 円につきましては、定期預金による運用利息を見込んだものであります。

次に、2 項 2 目 他会計補助金 1,212 万円につきましては、旧簡易水道事業で借り入れた企業債の償還利子の一部などを一般会計から繰り入れするものであります。

次に、2 項 3 目 長期前受金戻入 1 億 1,859 万 4,000 円につきましては、施設整備等固定資産の取得又は改良に要した国庫補助金等相当額について、繰延収益として整理し、そのうち当該年度の固定資産減価償却見合い分について、順次、長期前受金戻入として収入化するもので、現金を伴わない収益になります。

次に、2 ページをご覧ください。支出について、ご説明いたします。

まず、1 款 水道事業費の 1 項 1 目、原水及び浄水費 3 億 166 万 3,000 円につきましては、浄水場維持管理委託料、電気等動力費、薬品費などが主なものであります。

次に、2 目の配水及び給水費 2 億 2,266 万 1,000 円につきましては、漏水調査業務委託料・漏水修繕料及び有効期間満了となる量水器の交換業務委託料が主なものです。

次に、4 目の業務費 8,191 万 4,000 円につきましては、水道料金の賦課徴収に関する経費で、水道料金賦課徴収業務委託料、電算機器の借上料が主なものであります。

次に、5 目総係費 7,482 万 1,000 円につきましては、人件費が主なものであります。

次に、6 目減価償却費 5 億 8,869 万 6,000 円につきましては、建物及び構築物等の固定資産減価償却費であります。

次に、2 項 1 目支払利息及び企業債取扱諸費 8,830 万 4,000 円につきましては、現在借入れをしている企業債の償還利子であります。

次に、2 目の消費税 3,000 万円につきましては、消費税及び地方消費税の納付予定額であります。

次に、3 ページをお開きください。

資本的収入及び支出につきましては、前年と比較して、収入が 18.5%の増、支出が 19.3%の増であります。

主な要因といたしましては、収入では、企業債、他会計負担金の増によるものです。

支出では、第 1 浄水場更新に伴う配水池新設工事、重要給水施設配水管事業費、第 3 浄水

場非常用自家発電機更新工事等によるものであります。

まず、収入ですが、1 款 資本的収入の 1 項 1 目、企業債 8 億 8,630 万円につきましては、第 1 浄水場などの整備工事や配水管新設工事、老朽管布設替工事等に対する企業債の借入金であります。

次に、2 項 1 目出資金 5,615 万 5,000 円につきましては、旧簡易水道事業において借り入れいたしました企業債の元金償還の一部等について、一般会計から繰り入れするものであります。

次に、3 項 1 目国庫補助金 4,796 万 9,000 円につきましては、老朽管布設替工事等による国庫補助金であります。

次に、4 項 1 目の工事負担金 5,669 万 9,000 円につきましては、新規加入件数 365 件及び口径変更数 108 件分の水道加入金を計上したものであります。

次に、2 目の他会計負担金 1,967 万 8,000 円につきましては、消火栓 21 基分の設置工事負担金及び水道工事負担金を計上したものであります。

次に、4 ページをご覧ください。支出について、ご説明いたします。

1 款 資本的支出の 1 項 1 目、配水設備拡張費 9 億 2,369 万 4,000 円につきましては、前年と比較しますと、2 億 350 万 6,000 円の増となっております。増の要因につきましては、第 1 浄水場更新に伴う配水池新設工事が主なものであります。

次に、2 目配水設備改良費 7 億 2,925 万 2,000 円につきましては、出水不良や道路改良に伴う配水管改良工事、老朽管布設替工事及び浄水場設備更新工事を予定しております。

具体的には、麻苧町地内の重要給水施設配水管の布設替えや第 3 浄水場非常用発電機の更新等をするものであります。

次に、3 目営業設備費 131 万 9,000 円については、新規加入者の量水器を購入する経費でございます。

次に、2 項 1 目企業債償還金 3 億 1,769 万 8,000 円につきましては、現在借り入れをしている企業債の償還元金です。

次のページをお開きください。5 ページ以降は、付属資料になります。

5 ページは、「予定キャッシュ・フロー計算書」で、水道事業における年度内の現金収支の状況を把握するため作成するものであります。

6 ページから 12 ページまでが「給与明細書」、13 ページが「債務負担行為に関する調書」、14 ページが「令和 2 年度予定損益計算書」、15 ページ以降は、「令和 2 年度及び令和 3 年度の予定貸借対照表」になります。

以上で、議案第 9 号 「令和 3 年度鹿沼市水道事業会計予算について」の説明を終わります。

○市田委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。いいですか。

別段質疑もないようでございますのでお諮りいたします。

議案第9号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○市田委員長　ご異議なしと認めます。

したがって、議案第9号については、原案どおり可とすることに決しました。

以上で、今議会において、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これもちまして、建設水道常任委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

（午前11時44分）